

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長

} 殿

国土交通省道路局長

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の
道路占用の取扱いについて

近年、地域において自主的に沿道の街並みに配慮した街灯、ベンチ等を道路上に設置し、道路利用者の利便性の向上や魅力ある街並みの形成を図ろうとする取組みが増加している。また、地方公共団体と地域住民等が一体となってイベントを実施することにより、地域の活性化等に積極的に取り組もうとする事例もみられるところである。

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものであり、道路交通の安全等と調整を図りつつ、適切に行われていくことが望ましいものである。

一方、これら公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

そこで、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用について、新たに別紙のとおり取り扱うことを可能としたので、下記事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

- 1 本通知は、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用に関し、道路の構造、交通、景観その他地域の状況に応じ、関係機関の協議等に基づき、道路管理者が弾力的な取扱いを行うことを可能とするものである。

2 本通知に基づき広告物の占有許可を取扱う場合においては、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占有許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省道路発第52号）別紙第4（2）、第5、第6（2）後段及び（3）（反射材料式に係る部分を除く。）、第7（3）及び（4）の規定については適用しない。さらに、交通規制により車両の通行が行なわれない道路上に設置する場合であって道路の構造及び交通に支障がないと認められるときは、同通知別紙第4（1）及び（3）（踏切道に係る部分を除く。）、第6（2）前段の規定についても適用しない。

3 本通知は、平成20年4月1日から施行する。ただし、施行の日前の許可に係る占有については、なお従前の例によることができる。

なお、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占有の取扱いについて」（平成19年8月13日付け国道利第7号）は、平成20年4月1日付けで廃止する。

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の
道路占用の取扱いについて

1 趣旨

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものであり、道路交通の安全等と調整を図りつつ、適切に行われていくことが望ましいものである。

一方、これら地域における公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

よって、本通知は、これらの観点から、当該地域の関係機関において統一的な取扱いを行うとの合意が形成されたときは、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の占用に関し、当該合意に基づく取扱いを行うことができるよう必要な事項を定めるものである。

2 取扱いの基本

- (1) 本通知において、地域における公共的な取組み（以下「地域活動等」という。）とは、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会その他地域の活動主体等が行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業であって、それが行われることにより道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものをいう。具体的には、道路の清掃・美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、地方公共団体と地域住民等が一体となって道路空間において実施するイベント等が想定されるが、地域の状況に応じ、防犯活動等の直接には道路に関しない公共的な活動を含んで差し支えない。
- (2) 本通知は、地域活動等を実施するための一助として広告物の占用が必要な場合の取扱いを定めるものであり、地域活動等が高い公共性を有する一方で、それに要する費用が不足し、そのための費用を捻出する手段が他にないなどの場合に、地域活動等に要する費用の一部に広告料を充当するため道路上に広告物の設置を認めるものであり、取扱いに当たっては、他の道路利用者の理解が十分に得られるよう配慮すること。

なお、地域活動等に要する費用の全てを広告料によりまかなうことは必ずしも本通知の趣旨とするところではなく、広告物が必要以上に多数設置され、道路環境や景観に支障が生ずることのないよう十分配慮する必要がある。

- (3) 本通知に基づく地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用の許可に当たっては、道路法、道路法施行令等に規定する占用の許可基準に加え、3（1）

の連絡協議会において広告物の取扱方針が策定された場合には、これに沿って当該地域における占用の適否を判断すること。ただし、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加については、その占用場所、構造等の特殊性にかんがみ、別に通知する取扱いによること。

- (4) (3) 本文にかかわらず、従前から占用を許可しているもの又はイベントなどに伴い一時的に占用するもののいずれかであって、関係機関との調整を特に要しない軽微なものである場合には、取扱方針の策定を行うことなく、本通知の趣旨を踏まえ弾力的に取り扱うこととして差し支えない。
- (5) 本通知の対象となる広告物については、広告物が設置されることにより歩道の有効幅員が縮小するなど、道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないよう道路上に設けられている他の工作物等に添加する形態のものであることを原則とする。ただし、3(1)の連絡協議会において特に必要と認められたときは、これ以外の形態の広告物を対象として差し支えない。
- (6) 本通知に基づく運用に当たっては、道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、屋外広告物条例等による規制との整合、まちづくりの方向性との調和等を図ることが必要になることから、これらを十分踏まえた取扱方針となるよう配慮すること。特に、観光地、景勝地等自然景観の優れた地域、歴史的な街並みが形成されている地域など、道路と沿道とが一体となって良好な景観を形成している地域においては、広告物が設置されることにより、これらの景観を阻害することのないよう、取扱方針を策定して広告物の占用を認めることの可否を含め、関係機関と十分に検討することが必要であること。

また、限られた道路空間において地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物を設置できる活動主体及びその活動内容の調整に当たっては、まちづくりの方向性との調和、活動主体の要望等を踏まえ総合的な判断が求められることに留意されたい。

3 広告物の取扱方針の策定

- (1) 道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整、許可手続の円滑化等を図るため、地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用が予定される区域については、関係する道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署等による連絡協議会を開催し、関係機関の合意により当該区域内における広告物の取扱方針を策定することができる。
- (2) 取扱方針の策定に当たっては、地域活動等の内容と整合がとれたものとするため、当該区域内の道路上に広告物を設置し広告料を活動費用の一部に充当して地域活動等を行うことを検討している活動主体の意見や計画を十分に把握すること。
- (3) 取扱方針には、連絡協議会を構成する関係機関等が当該取扱方針に沿って統一的な運用を行うとの合意のもと、次に掲げる事項のうち、連絡協議会が必要と認めるものを定めるものとする。
 - (ア) 取扱方針の対象とする区域、路線、道路の部分等に関する事項

- (イ) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等に関する事項
 - (ウ) 広告物の形態等に関する事項
 - (エ) 広告物の設置主体（占有主体）等に関する事項
 - (オ) 広告物の設置期間（占有期間）等に関する事項
 - (カ) 広告物の設置場所及び構造等に関する事項
 - (キ) 広告物の表示の内容、大きさ等に関する事項
 - (ク) 許可の条件、運用上の留意事項（広告料収支の公開方法、取扱方針の変更の手続等）、その他連絡協議会において必要と認める事項
- (4) 取扱方針を定めた場合においては、申請者等に対して当該取扱方針に定める事項を十分に周知するとともに、占有許可に当たっては、あらかじめ申請者から計画書を徴することとし、当該取扱方針に適合するものであることを確認すること。
- (5) 取扱方針を定めた場合においては、地域活動等の内容との整合や他の活動主体との公平等の観点から、定期的に連絡協議会において取扱方針の運用状況等を検証するとともに、広告物の設置状況、地域活動等の状況、他の活動主体からの要望等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 その他

本通知に基づく運用に当たっては、標準取扱例を別途通知することとしているので、これを参考とすること。

各地方整備局道路部長
北海道開発局建設部長
沖縄総合事務局開発建設部長
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

} 殿

国土交通省道路局
路 政 課 長

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の
道路占用の取扱いについて

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについては、「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成 2 0 年 3 月 2 5 日付け国道利第 2 2 号。以下「2 2 号通達」という。）に定められているところであるが、2 2 号通達の趣旨に従い、今般標準的な取扱例を別紙のとおり作成したので、下記の事項に留意の上、運用上の参考とされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

1 本取扱例は、2 2 号通達に基づく広告物の占用の許可に当たっての道路管理者としての標準取扱例として作成したものであり、直接に許可基準となるものではない。また、広告物の表示の内容、大きさ等に関する事項については、他の規制との関連等を十分に踏まえ、2 2 号通達別紙 3（1）の連絡協議会において、必要に応じて定めることとされたい。

なお、2 2 号通達別紙 3（1）の広告物の取扱方針において、それぞれの地域の状況に応じ、本取扱例と異なる取扱いを定めることは差し支えないことに留意されたい。

2 本取扱の実施状況を把握するため、2 2 号通達別紙 3（1）の広告物の取扱方針を策定した場合には、当分の間、本省道路局路政課へ通知願いたい。

3 本通知は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱例

1 街灯等占用物件に添加する広告物の取扱例

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等

広告料の充当対象とする地域活動等は、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会等が道路管理者から占用許可を得て行う次に掲げる工作物、物件又は施設（以下「利便工作物等」という。）の整備又は維持管理とする。

① 街灯その他道路法施行令第16条の2各号で定められている工作物又は施設（利便工作物）

② 自転車駐車器具、アーケードその他道路上に設置することにより、当該道路の利用者の利便の増進にも資すると認められる工作物、物件又は施設

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は、利便工作物等に対して、協賛者、寄贈者等の名称、商標、商品名等（以下「協賛者名等」という。）を表示する看板等を添加する形態のものとする。

(3) 広告物の占用主体

原則として、広告物を添加する利便工作物等の占用主体が新規に占用許可申請を行うものとする。ただし、利便工作物等の占用主体が広告物の添加に関し同意していることを書面等により確認できる場合には、この限りでない。

(4) 占用の期間

異なる占用主体が交替で広告物を設置することを前提とする場合等には、必要に応じ、占用の期間を短期に設定するものとする。また、占用の期間は、原則として、広告物を添加する利便工作物等の占用の期間の終期を限度とする。

(5) 広告物の設置場所、構造等

(ア) 広告物を設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。

(イ) 広告物を道路上につき出して設置する場合には、道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離が4.5m以上であること。ただし、歩道上においては2.5m以上とすることができる。

(ウ) 利便工作物等に添加する広告物の大きさは、原則として、表示方向から見た場合における当該工作物の幅及び高さを超えないものであること。ただし、街灯に添加するものにあつては、道路上に0.8mを超えてつき出さない範囲において広告物を添加することができる。

(エ) 利便工作物等に広告物を添加する場合には、著しく長大な利便工作物等を除き、原則として当該工作物1個につき1個（街灯にあつては1対）までとする。

(オ) 広告物を設置することにより、利便工作物等の本来の機能若しくは道路景観が著しく損われるおそれがある場合には許可しないものとする。

特に、道路景観の向上を主たる目的に設置される花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物については、慎重に取り扱うものとし、許可する場合にも必要最小限の大きさとし、当該施設の協賛者、寄贈者等の名称及び広告料が当該施設の整備又は維持管理に要する費用に充当される旨表示する簡素なものであること。

(例) 花壇その他道路の緑化のための施設等に添加する広告物の表示の大きさは表示方向から見た場合における当該施設等の外郭線内を一平面とみなしたものの大きさの20分の1以下で、かつ、0.5㎡以下であること。

(カ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。

(キ) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。

(ク) 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。

(ケ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加される利便工作物等の倒壊、損傷等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

特に、利便工作物等が老朽化している場合にあっては、広告物を添加することにより倒壊、損傷等のおそれが生じないよう慎重に取扱うものとする。

(コ) 広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。

(6) 占用の許可の条件

広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

(ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。

(イ) 道路管理者による監督処分等により利便工作物等の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、当該利便工作物等に添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。

(ウ) 利便工作物等の占用が廃止されるときは、当該利便工作物等に添加されている広告物も占用を廃止すること。

(エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告

物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

(オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。

- ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
- ② 広告物は、反射材式でないこと。
- ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
- ④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

(7) 運用上の留意事項

(ア) 広告物を添加することを主たる目的として利便工作物等を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加とあわせて利便工作物等の占用がなされる場合には、当該利便工作物等の占用の目的、必要性等を十分に確認すること。

(イ) 広告物の占用許可の申請に際しては、当該広告物を添加する利便工作物等の管理体制、管理の方法等を定めた管理規定等を徴すること。ただし、当該利便工作物等の占用許可に際し、既に管理規定等を徴している場合にあってはこの限りでない。

(ウ) 利便工作物等の占用主体と広告物の占用主体とが異なる場合には、次の各号に掲げる事項について確認すること。

- ① 広告物を添加する利便工作物等を使用する権利は、当該利便工作物等の設置時における費用負担関係を問わず、当該利便工作物等の占用主体が有すること。
- ② 利便工作物等に添加する広告物からの広告料が、当該利便工作物等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。
- ③ 利便工作物等及び広告物の設置又は管理に起因して、道路管理に支障が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの占用主体が、その支障の原因関係に応じて責任を負うこと。この場合における各占用主体と道路管理者との間及び占用主体の相互間の連絡通報関係並びに各占用主体における責任の所在が明確であること。
- ④ 道路管理者が利便工作物等の占用主体に対し、監督処分等により利便工作物等の移設、撤去等を命ずる場合には、当該利便工作物等及びこれに添加する広告物の占用主体においても、当該広告物の移設、撤去等を含めてこれに応じる用意があること。
- ⑤ 利便工作物等の占用を廃止するときは、当該利便工作物等に添加する広告物も占用を廃止すること。
- ⑥ 利便工作物等に添加する広告物の占用を廃止する場合における当該利便工作物等の存置の可否及び権利関係について、占用主体双方の協議等により妥当な取扱いが定められること。

(エ) 広告物の占用に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占用主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が利便工作

物等の整備又は維持管理に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

2 地域活性化等イベントに伴う広告物の取扱例

(1) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等

広告料の充当対象とする地域活動等は、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から以下のいずれかの者が実施主体として行うイベント（以下「地域活性化等イベント」という。）とする。

- ① 地方公共団体
- ② 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- ③ 地方公共団体が支援するイベント（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該イベントに係る占用の許可に関する意見を占有許可申請書に付しているもの）の実施主体
- ④ その他連絡協議会において実施主体として適当であると認められた者

(2) 広告物の形態

対象とする広告物は以下のいずれかの形態のものとする。

- (ア) 地域活性化等イベントの実施に伴い、道路管理者から占有許可を得て道路上に設置する工作物、物件又は施設（(イ)に掲げるものを除く。以下「イベント工作物」という。）に対して、協賛者名等を表示する看板等を添加する形態、若しくはイベント工作物に協賛者名等を表示する形態のもの。

(例) 協賛者名を表示する看板を仮設ステージに添加

店名が表示されたオープンカフェ・パラソルの設置

- (イ) 地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等に協賛者名等を表示する形態のもの。

(例) 協賛者名を表示したイベント開催時期の告知看板の設置

協賛者名を表示した歓迎装飾バナーを利便工作物等に添加

- (ウ) 地域活性化等イベントの実施に伴い、交通規制により車両の通行が行われない道路の区間内かつ時間内であって、もっぱら当該イベントの用に供されていることが明らかである場合に協賛者名等を表示する看板等を設置する形態のもの。

(例) 公道マラソンのコース沿いに協賛者名を表示する看板を設置

パレードのコース沿いに商品名を表示する横断幕を設置

(3) 広告物の占有主体

原則として、地域活性化等イベントの実施主体が新規に占有許可申請を行うものとする。

(4) 占有の期間

占有の期間は、原則として、地域活性化等イベントの開催期間（イベント工作物の設置及び撤去に要する期間を含む。）を限度とする。ただし、当該イベントに係る開催時期の告知、歓迎装飾等を目的に設置される（2）（イ）に該当する広告物であ

って、当該イベントの開催前に設置することにやむを得ない事情があると認められる場合には、この限りでない。

(5) 広告物の設置場所、構造等

- (ア) 広告物を設置する場所は、原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
- (イ) 広告物を道路上につき出して設置する場合には、道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離が4.5 m以上であること。ただし、歩道上においては2.5 m以上とすることができる。
- (ウ) 広告物の形態が(2)(ア)に該当するものについては、イベント工作物に添加する広告物の大きさが、原則として表示方向から見た場合における当該イベント工作物の幅及び高さを超えないものであること。
- (エ) 広告物の形態が(2)(イ)に該当するものについては、看板等を設置する主たる目的にかんがみ、協賛者名等の表示の大きさは、原則として、表示面積全体の半分を超えないものとする。

なお、地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に設置する看板等のうち、協賛者名等の表示がない看板等が含まれる場合には、これを(2)(イ)に該当するものと同一の基準のもと取扱うこととして差し支えない。

- (オ) 広告物の形態が(2)(ウ)に該当するものについては、交通規制により車両の通行が行われないことを前提として広告物の設置を認めるものであることから、交通規制が行われる時間内に限り設置されるものであること。
- (カ) 広告物を設置することにより、イベント工作物の本来の機能若しくは道路景観が著しく損われるおそれがある場合には許可しないものとする。
- (キ) 広告物は、明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。
- (ク) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損い、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (ケ) 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (コ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加される工作物等の倒壊、損傷等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

特に、広告物の形態が(2)(ウ)に該当するものについては、沿道に多くの歩行者又は見物者が滞留することが予想されることなどから、歩行者等が接触することによる広告物の倒壊等による事故を防止するための安全策が講じられるものであること。

- (サ) 広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。

(6) 占用の許可の条件

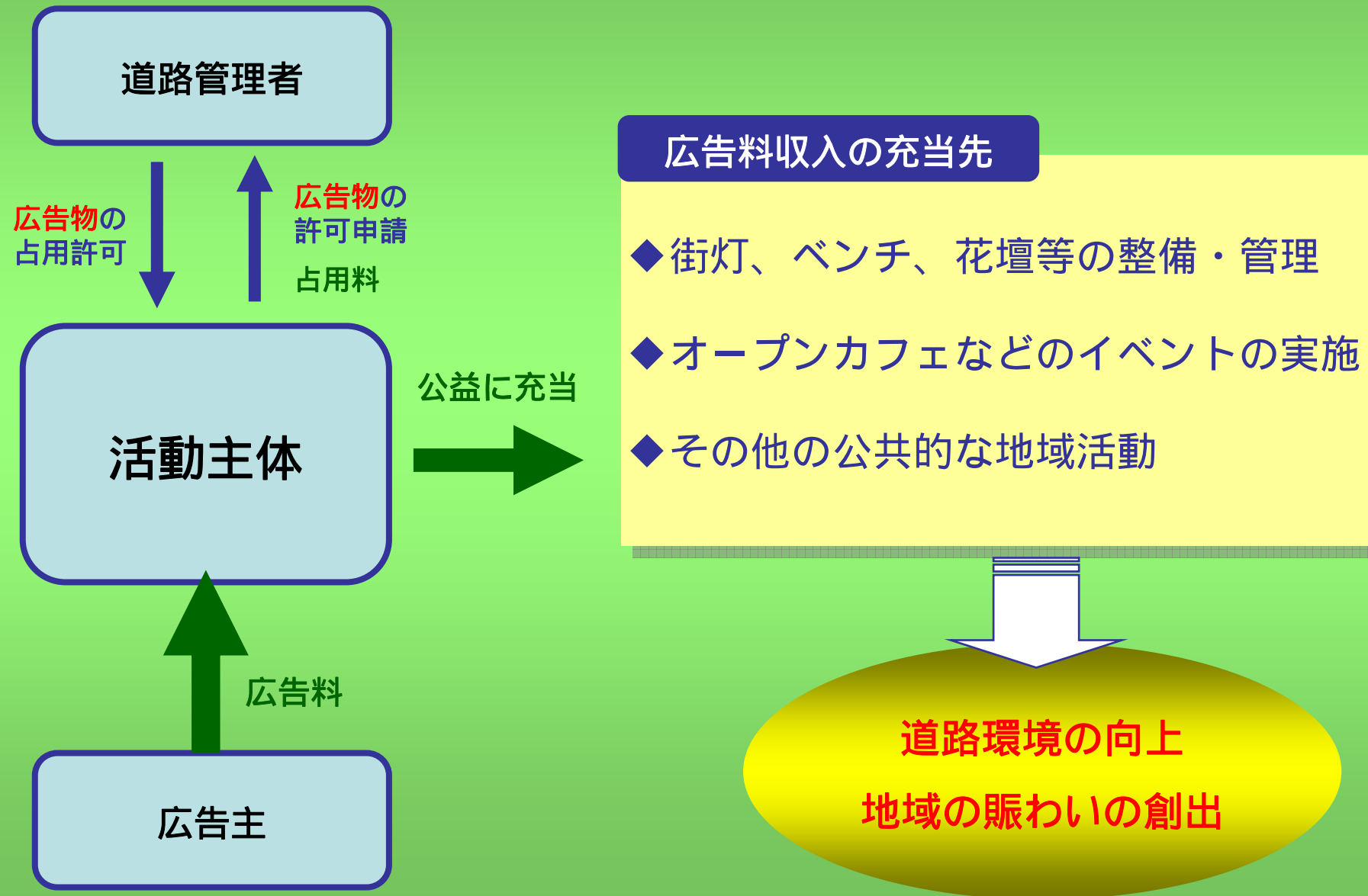
広告物の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて、次に掲げる条件を附することとする。

- (ア) 事故時における連絡通報体制に関して変更がある場合には、道路管理者に届け出ること。
- (イ) 道路管理者による監督処分等によりイベント工作物の移設、撤去等が必要となる事態が生じたときは、当該イベント工作物に添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。
- (ウ) イベント工作物の占有が廃止されるときは、当該イベント工作物に添加されている広告物も占有を廃止すること。
- (エ) 広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。
特に、強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。
- (オ) 広告物の取扱いに関する次の各号に掲げる事項。
 - ① 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
 - ② 広告物は、反射材式でないこと。
 - ③ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
 - ④ 広告物は、屋外広告物条例の許可を受けたものであること。

(7) 運用上の留意事項

- (ア) 広告物を添加することを主たる目的としてイベント工作物を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、広告物の添加とあわせてイベント工作物の占有がなされる場合には、当該イベント工作物の占有の目的、必要性等を十分に確認すること。
- (イ) 広告物の形態が(2)(ア)に該当するもののうち、イベント工作物に協賛者名等を表示する形態のものについては、これを一の占有物件として取扱うものとする。
- (ウ) 広告物の占有に当たっては、広告料が地域活動等に要する費用の一部に充当されることを前提とするものであることにかんがみ、占有主体等が、自ら積極的に広告料の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、広告料が地域活性化等イベントの開催に要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるように配慮すること。

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い



地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱いの基本

広告料の公益還元

道路環境の向上のための地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の地域における公共的な取組みに要する費用の一部に広告料を充当する場合に広告物の占用を可能に。

道路本来機能の確保

道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないよう既存物件への添加を原則。

連絡協議会

道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、実施主体の調整等を図るため、関係機関で構成する連絡協議会を開催し、地域の状況に応じた広告物の取扱方針を策定。

連絡協議会

道路管理者
交通管理者
屋外広告物担当部署
景観担当部署
まちづくり担当部署
⋮

地域特性が反映され
た取扱方針の策定



広告物の取扱方針

- 対象とする区域、道路の部分
- 広告料の充当対象と地域活動の内容
- 設置主体(占用主体)、設置場所、構造
- 表示内容、大きさ
- 広告料収支の公開方法 等

について関係機関等で合意

各地域において取扱方針を策定する際の参考とするための標準取扱例

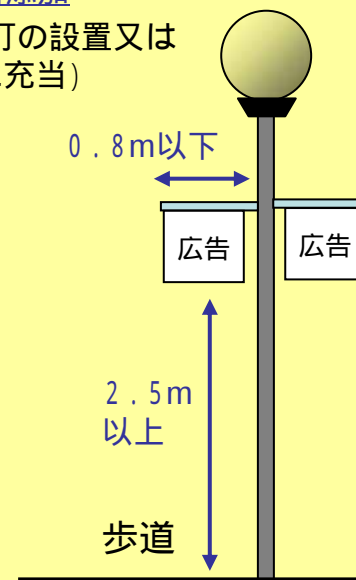
地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い

街灯、ベンチ等の整備又は維持管理に要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い例

- 広告物は必要やむを得ない範囲で認めることとし、原則として1物件につき1個。街灯に あっては1対まで。
- 添加看板等の大きさは、原則として表示方向から見た場合における占用物件の幅及び高さを超えないものとする。ただし、街灯に添加する場合は、突き出し幅を0.8m以下。
- 道路景観の向上を主たる目的に設置される花壇等に添加する広告物については、大きさ等は必要最小限。

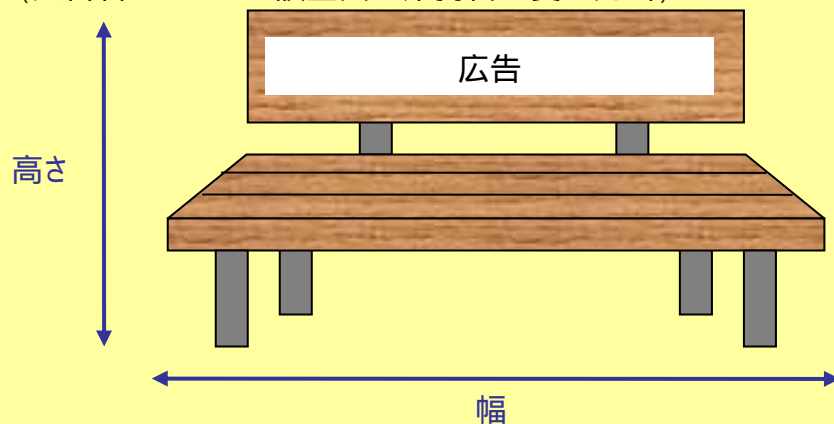
街灯への広告添加

(広告料を街灯の設置又は維持管理費に充当)



ベンチへの広告添加

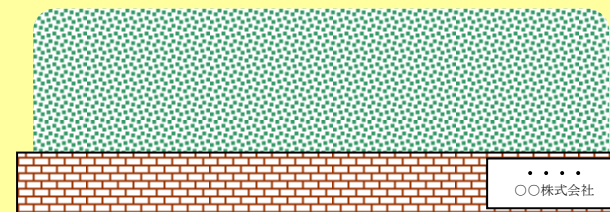
(広告料をベンチの設置又は維持管理費に充当)



花壇等への広告添加

(広告料を花壇等の設置又は維持管理費に充当)

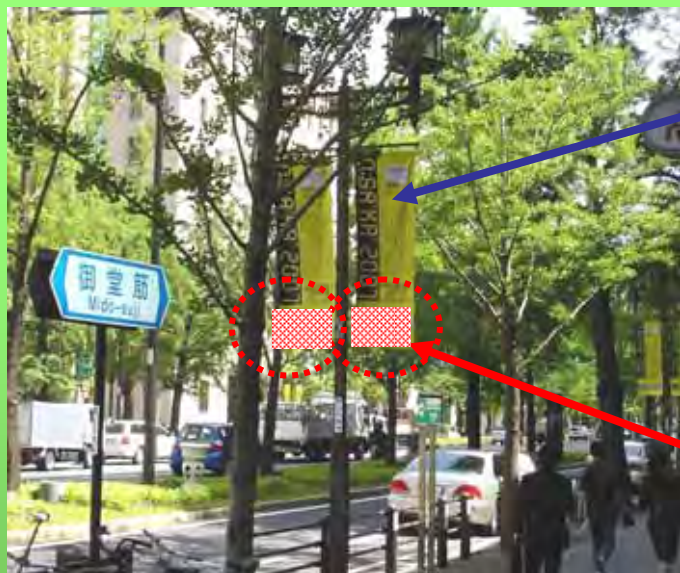
広告の大きさは必要最小限
表示内容は簡素なもの



地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い

地方公共団体と地域住民等が一体となって道路空間において実施するイベント等に要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い例

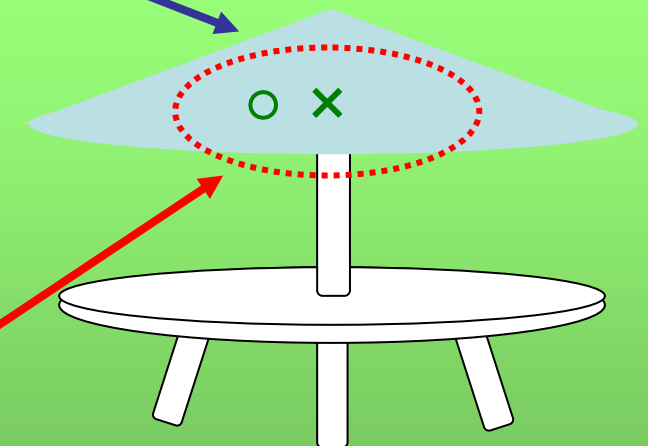
- 地域活性化等イベントに係る開催時期の告知、会場案内、歓迎装飾等を目的に道路上に設置される看板等に協賛者名等を表示する形態
- 地域活性化等イベントの実施に伴い、道路上に占用される工作物等に対して、協賛者名等を表示する形態



世界陸上大阪大会 歓迎装飾バナーの例
© OSAKA2007 LOC

イベントの実施に伴う
物件

イベント協賛者名等を
一部に表示

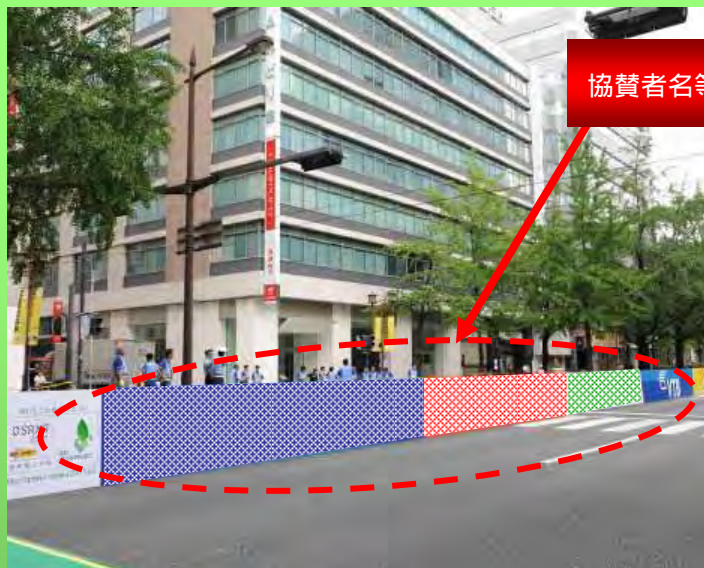


オープンカフェ・パラソルに
商品名等を表示

地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱い

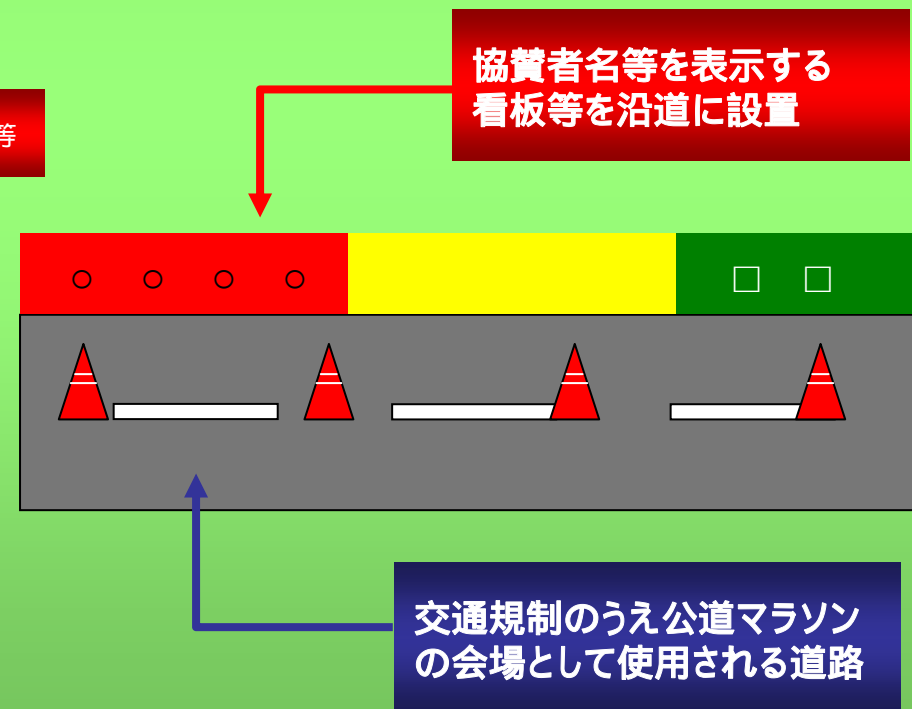
公道マラソンなどの場合の特例

- 地域の活性化等イベントの実施に伴い、交通規制により車両の通行が行われない区間内かつ時間内であって、もっぱら当該イベントの用に供されていることが明らかである場合に協賛者名等を表示する看板等を設置する形態



協賛者名等を表示する看板等

世界陸上大阪大会 公道マラソンの例
© OSAKA2007 LOC



バナー許可事例

世界陸上バナー



御堂筋オープンフェスタバナー



御堂筋掲出状況



バナー要望事例



市役所への掲出要望
「光のルネッサンス」



電柱広告(巻き付けるもの)の許可基準の見直しについて

① 電柱広告の許可基準の制定経過

昭和42年に開催された第3回、第4回屋外広告物審議会の審議を経て、昭和43年7月10日に広告物の許可基準を定めた。それ以降、電柱広告の許可基準の見直しは行われていない。

② 今回基準の見直しを検討いただく経過

大阪府電柱広告協議会からの基準緩和要望を受けて、現在、大阪府屋外広告物審議会で基準について見直しを検討している。

基準の制定当初から大阪府と同一で、現在も府下同一の基準となっていることなどから、大阪府で基準の見直しがあれば、大阪市においても見直しの検討が必要。

③ 基準等

	市条例	市道路占用 許可基準	府条例	要望
縦の大きさ	規定なし 実質1.2m	1.2m以内	1.2m以内	1.5m
路面からの 高さ	2.3m～3.5m までの間	2.3m以上	2.3m以上	1.8m以上

(参考)

ア 関西電力の電柱広告(巻き付け)の取扱基準が改正された。

大きさ 1.5m以下 路面との距離 1.9m以上

イ 他都市基準に比べて、大阪府下が最も厳しい基準となっている。

都道府県別電柱巻き付け広告掲出基準

都道府県名	掲出位置基準
北海道	地上から1.5m以上
青森県	地上から1.2m以上
岩手県	地上から1.2m
宮城県	地上から1.2m以上
秋田県	地上から1.5m以上
山形県	地上から1.2m以上
福島県	地上から1.2m以上、4.5m以下
茨城県	地上から1.5m以上 3.2m以下
栃木県	地上から1.2m以上 3.2m以下
群馬県	地上から1.2m以上
埼玉県	地上から1.2m以上 3.2m以下
千葉県	地上から1.3m以上
東京都	地上から1.6m以上
神奈川県	地上から1.2m以上 3.0m以下
新潟県	地上から1.2m以上
富山県	地上から1.0m以上
石川県	地上から1.0m以上 2.8m以下
福井県	地上から1.0m以上
山梨県	地上から1.2m以上 3.5m以下
長野県	地上から1.2m以上 3.2m以下
岐阜県	地上から1.2m以上
静岡県	基準なし
愛知県	地上から1.8m以上 3.4m以内
三重県	地上から1.5m以上 3.5m以下
滋賀県	地上から1.2m以上
京都府	地上から1.5m以上
大阪府	地上から2.3m以上
兵庫県	地上から1.2m以上
奈良県	地上から1.8m
和歌山県	地上から1.5m以上 3.0m以下
鳥取県	地上から1.5m以上 3.5m以下
島根県	基準なし
岡山県	地上から1.2m以上 2.0m以下
広島県	地上から1.2m以上
山口県	地上から1.2m以上
徳島県	基準なし
香川県	地上から1.0m以上
愛媛県	地上から1.0m以上
高知県	基準なし
福岡県	地上から1.2m以上
佐賀県	地上から1.2m以上
長崎県	地上から1.0m以上
熊本県	地上から1.2m以上
大分県	地上から0.5m以上
宮崎県	地上から1.2m以上
鹿児島県	地上から1.2m以上
沖縄県	地上から1.2m以上

近畿圏電柱巻き付け広告掲出基準

団体名等	掲出位置基準	大きさ	
		縦	横
モデル条例	1.2～	1.5	－
兵庫	1.2～	1.2	0.36
滋賀県	1.2～	1.8	－
京都府	1.5～	1.2	0.5
和歌山県	1.5～3.0	－	－
奈良県	1.8～	1.8	－
大阪府	2.3～	1.2	円周の範囲内
神戸市	1.8～	1.2	－
姫路市	1.2～	1.2	0.36
奈良市	1.8～	1.8	－
和歌山市	1.5～3.0	－	－
堺市	2.3～	1.2	円周の範囲内
高槻市	2.3～	1.2	円周の範囲内
東大阪市	2.3～	1.2	円周の範囲内
大阪市	2.3～3.5		

●電柱広告（巻付型）の地上からの高さ・寸法による違い●

現行の市条例の基準	緩和後の基準
○ 地上からの高さ：2.3m ○ 看板の縦の寸法：1.2m	○ 地上からの高さ：1.9m ○ 看板の縦の寸法：1.5m
	